資料１

令和８年度　秋田県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者　実践研修

障害者福祉施策及び
児童福祉施策の最新の動向

この講義については、以下資料をベースにしています。

厚生労働省・こども家庭庁

「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

「令和８年度障害福祉サービス等報酬改定における決定事項について」　R8.2.18

「社会保障審議会障害者部会（第１５６回）」　R8.6.5

「こども性暴力防止法の施行について」

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか こども家庭庁

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和６年２月６日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１　障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
  ＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し　等＞
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
  ＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
  ＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分６かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合　360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　　等＞
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
  ＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月　等＞
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
  ＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算　等＞
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
  ＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和９年３月31日まで延長＞
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
  ＜基準費用額　54,000円 ⇒　55,500円＞
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
  ＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化　等＞

２　訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
  ＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象に追加
  ＜入院中の重度訪問介護利用の対象　区分６⇒ 区分４以上＞
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
  ＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加　等＞

3　日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
  <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
  <人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日　等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
  <緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位　⇒　270単位　等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
  <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日　等>

4　施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価
  <意向確認に関する指針未作成の場合の減算　5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定
  <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
  <地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
  <自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　　等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
  <グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
  <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和７年度から義務化>

5　訓練系サービス（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
  <個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日　等>
- ピアサポートの専門性の評価
  <ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

6　就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・就労定着支援・就労選択支援）

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
  <利用定員規模　20人以上⇒　10人以上>
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
  <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
  <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日　等>
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
  <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
  <就労選択支援サービス費【新設】　1210単位/日>

7　相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
  <計画相談支援の基本報酬の見直し>

8　障害児支援

（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
  <中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
  中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
  <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を　導入
  <児発・放デイの基本報酬の見直し ＞

- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
  <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算　155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日　等>
- 家族支援の評価を充実
  <事業所内相談支援加算 80単位/月１回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月４回（ｵﾝﾗｲﾝ 60単位）、
  延長支援加算の見直し 等>
- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実　等）
  <訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日>
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
  <小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日
  ｻﾃﾗｲﾄ型 ＋308単位/日 ⇒ ＋378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等>

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

○　障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

①　運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

○　すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

○　また、以下の①、②の体制の整備を令和６年度から努力義務化。令和８年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算５単位／日

②　基本報酬の見直し

○　利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分６	区分５	区分４	区分３	区分２以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③　地域生活への移行を推進するための評価の拡充

○　地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ）　60単位／日

○　前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、６か月以上地域での生活が継続している者が１名以上いる場合かつ入所定員を１名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算　　例：利用定員が41人以上50人以下、区分６の場合　９単位／日

○　送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

令和８年２月１８日
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

２．令和８年度における臨時応急的な見直し

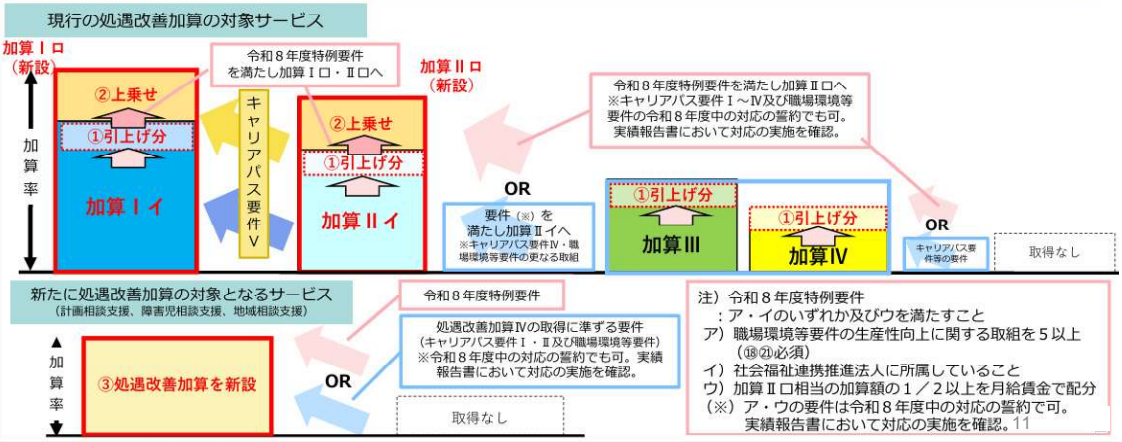
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1（1）処遇改善加算の拡充①

概要

○ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置

○ 具体的には以下の措置を講じる（併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる）。【告示改正・令和8年6月施行 】
① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



1（1）処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援Ａ型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援Ｂ型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助（介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1（1）処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）			
		・加算Ⅳ相当額の２分の１以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善（職場環境等要件）		○（※１）	○（※１）	◎（※２・３）	◎（※２・３）
昇給の仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円（キャリアパス要件Ⅳ）				○（※３）	○（※３）
経験・技能のある介護職員（キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和８年度特例要件：生産性向上や協働化の取組（※４）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和８年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の福祉・介護職員分の**加算率を上乗せ**

注）新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和８年度特例要件により算定可能　※加算Ⅳに準ずる要件は令和８年度中の対応の誓約で可

（※１）a.区分ごとにそれぞれ１つ以上（生産性向上は２つ以上）＋ b.全体から８以上（＊）
（※２）c.区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上・⑱必須）＋ d.全体から14以上（＊）
（※３）d 又は e.キャリアパス要件Ⅳ（＊）のいずれかを満たしていれば可
（※４）令和８年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア）職場環境等要件の生産性向上に関する取組を５つ以上（⑱㉑必須）（＊）
イ）社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ）加算Ⅱロ相当の加算額の２分の１以上を月給賃金で配分（＊）
（＊）b・d・e・ア・ウの要件は令和８年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

（参考）職場環境等要件（令和８年度）

・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ　：以下の**区分ごとにそれぞれ１つ以上（生産性向上は２つ以上）**　＋　**全体から８**
・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ　：以下の**区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上うち⑱は必須）**　＋　**全体から14**

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、１週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要　【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

○ 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。

○ この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

○ 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行 】

算定要件等

○ 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。

○ また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

・一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算

・前年度において、就労継続支援Ａ型等を受けた後に一般就労へ移行し、６月以上就労継続している者が１名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算

・この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去３年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要　【就労継続支援B型】

○ 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○ 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1／2である3千円に留める

○ 併せて、下記の配慮措置を講じる。
・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し（令和６年度報酬改定）
障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

○ 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ 前年度に支払った工賃総額を算出
ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

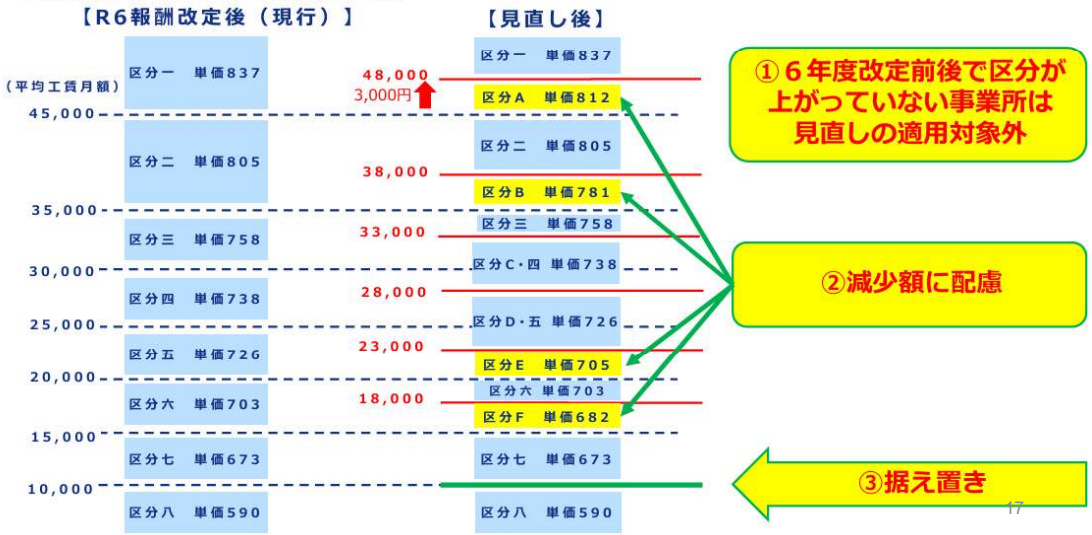
【新算定式】
年間工賃支払総額 ÷ （年間延べ利用者数÷年間開所日数） ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

（参考）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて（イメージ）

○　見直しにあたっては、**報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である３千円に留める**とともに、
①**令和６年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
②見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が３%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
③**令和６年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
配慮措置を講ずる。

※人員配置基準６：１、定員20名以下の場合



2(3)応急的な報酬単価の特例

概要　【就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス】

○　障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。

○　収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。【告示改正・令和8年6月施行 】

算定要件等

○　対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス
※　年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○　対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所（既存事業所については従前どおり）
※　指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※　合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○　応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する（詳細次ページ）。

2(3)応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

○ 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害者への配慮＞
- 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

＜地域への配慮＞
- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

○ 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害者への配慮＞
- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

＜地域への配慮＞
- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

○ 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害児等への配慮＞
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

＜地域への配慮＞
- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

○ 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害児等への配慮＞
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

＜地域への配慮＞
- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

（参考①）配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助 （重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）
○ 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）
○ 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）
○ 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】
○ 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】
○ 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】
○ 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】
○ 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

（参考②）配慮措置の対象

（基本報酬）
◎児童発達支援・放課後等デイサービス
【医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分1～3）】
○ 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合
【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】
○ 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

（加算）
◎児童発達支援
【強度行動障害児支援加算】
○ 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算
【人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）】
○ 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算
【人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）】
○ 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算
【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】
○ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス
【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）】
○ 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算
【強度行動障害児支援加算（Ⅱ）】
○ 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算
【人工内耳装用児支援加算】
○ 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算
【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】
○ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

（参考③）配慮措置の対象

○　特別地域加算の対象地域

一　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二　奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
三　豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
五　山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
六　小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
七　半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
九　過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
十　沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　こどもまんなか こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会	
第156回（R8.6.5）	資料３

障害福祉サービスの質の確保について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

（1）障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

（2）障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインについて

（3）共同生活援助の管理者の資格要件について

[タイトルなし]

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（概要）

社会保障審議会障害者部会
第146回（R7. 3. 14） 参考資料１

- 障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- 障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状	見直しの方向性
（都道府県等が実施する運営指導・監査について）	（都道府県等が実施する運営指導・監査について）
■ **都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い**。 ※指針において、おおむね３年に１回の実施を求めている ※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）	■ **運営指導の実施を重点化**する。 ・特に**営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型**については、**３年に１回（実施率約33%）以上**の頻度で行う。 ※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ
■ 介護保険分野のように**運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない**。 ※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和６年12月）	■ 令和７年度中に**障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成**する。
■ **都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない**。 ※参加率が低い（67.4%） ※オンライン講義のみ、例年１月頃に実施	■ 研修の実施方法を見直す。 ・オンライン講義のみならず**実践報告やグループワークを取り入れる**。 ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。
（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）	（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）
■ 大規模な運営法人に対する**業務管理体制の検査が十分に行えていない**。 ※２以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。	■ **大規模な運営法人に対する検査を強化**する。 ・２年に１回程度（年間150法人程度に対して）書面検査を導入 ・100事業所以上の法人（24法人）は２年に１回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。 ・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
■ **事業者向けの研修が効果的に行われていない**。 ※参加率が低い（36.4%） ※オンライン講義のみ、例年１月頃に実施	■ 研修の実施方法を見直す。 ・オンライン講義のみならず**実践報告を取り入れる**。 ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

障害福祉分野における集団指導・運営指導マニュアル、監査マニュアル

これまで障害福祉分野における運営指導・監査に関するマニュアルは未整備であったが、介護保険分野の取組を参考にしつつ、**「集団指導・運営指導マニュアル」**を作成し、**運営指導の際に確認する事項を重点化した「確認項目及び確認文書」**として示すとともに、**処分等の程度を検討する際に参照できる「処分基準の考え方の例」**を含む**「監査マニュアル」**を作成。

（※R8年度は両マニュアルの活用状況の実態等を把握することとし、必要に応じた改善を加えることとする。）

集団指導・運営指導マニュアル

【POINT】

- 都道府県等による運営指導をより効果的かつ効率的に実施するため、運営指導の際に確認する事項を重点化した「確認項目及び確認文書」として整理

これまでは、基準省令の内容全てを記載した「主眼事項及び着眼点等」を通知別紙において示していたが、大部な資料で確認事項の重点化がなされていなかった。

＜「確認項目及び確認文書」のイメージ＞

- 障害福祉サービスごとに、「サービスの質に関する事項」と「サービスの質を確保するための体制に関する事項」に分け、それぞれ確認項目を列挙したうえで、当該項目を確認するための文書を記載。



監査マニュアル

【POINT】

- 監査に基づく処分等の全国的な整合を図るため、監査において処分事由が認められた場合における処分等の程度の決定に資する「処分基準の考え方の例」を提示

これまでは、監査指針を通知するのみで、マニュアルを整備しておらず、処分等の程度の決定に資するような処分基準の考え方の例を示していなかった。

＜「処分基準の考え方の例」のイメージ＞

- 指定取消、指定の全部効力停止、一部効力の停止という処分の程度をＡ級～Ｄ級という態様に分類したうえで、処分事由それぞれについて、基準となる態様を位置付け、個別事情による加重・軽減を行う。

態様	内容（期間等）
Ａ級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
Ｂ級－２号	指定の一部効力停止３月（新規利用者受入停止等）
Ｃ級－２号	指定の全部効力停止３月
Ｄ級	指定取消

処分事由	態様	基本となる処分内容	根拠条文
人員基準違反	Ａ級	勧告	法第50条第1項第4号
運営基準違反	Ａ級	勧告	法第50条第1項第5号
人格尊重義務違反	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第3号
不正請求	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第6号
不正の手段による指定	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第9号

都道府県等の職員に対する研修の充実

これまでの状況

※都道府県等＝事業者の指定権限を有する都道府県、政令指定市、中核市

- 毎年１月頃に、都道府県等の職員に対する指導監査における留意点等に関する研修を実施（オンライン形式・任意参加）。
- 都道府県等の職員に対する研修については、指導監査の実施時期や職員の異動時期を踏まえると年度初期に実施するのが効果的であるが、年度後半の実施となっており、令和６年度の参加率（参加自治体数／全129自治体）は55.0%である。
- 研修内容が画一的であり、直近の通知改正や他自治体の実践報告など参考となる情報が少ない、との声も聞かれる。

見直しのポイント

- 令和７年度以降については、**年度初期（５～６月）に実施**。
- 研修内容に、**自治体担当者からの実践報告、グループワーク等**を取り入れる。

◆令和７年度の研修プログラム（令和７年６月）

動画研修（オンデマンド型）　総講義時間270分	時間
障害福祉サービス事業者等の指導監査等に係る現況について（講義）	10分
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の考え方及び実践について（講義）	30分
障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する検査について（講義）	30分
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について（講義）	50分
虐待防止・身体拘束廃止に向けた ケアのあり方について（講義）	30分
障害福祉サービス事業者等に対する行政処分の注意ポイント（講義）	60分
自治体の実践報告～愛知県、名古屋市、川崎市～	60分

＋

演習研修（オンライン）　１回180分×６回開催
・ブレイクアウトルーム機能を活用し、全体での進行と少人数でのディスカッションを実施 ・テーマ：障害福祉指導監督職員に求めること、求められること ・各自治体から１名の参加を募って実施（10～13人×６回で総計70人参加）

◆参加率の推移（全129自治体）

R5年度	R6年度	R7年度
67.4%	55.0%	93.8%

＜参考＞令和６年度の研修プログラム

動画研修（オンデマンド型）	時間
障害福祉サービス制度の現状と課題、指導監督について	30分
虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方について	30分
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について	30分

大規模な法人に対して国が実施する業務管理体制の検査の強化

これまでの状況

※障害福祉サービス事業者等＝障害児通所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の一般検査については、指定事業所等が２以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者等は、国（厚生労働省及びこども家庭庁）の所管
  ～約920法人が国所管（令和6年12月時点）
- 全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して検査の実施が徹底できていない。実地検査の対象となった障害福祉サービス事業者等以外は書面検査等を実施しておらず、実地検査の対象となった事業者についても、事前に書面を提出させるのではなく、実地検査時に一項目ずつ聞き取りで確認を行っている。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修（任意・オンライン形式）を実施しているが、参加率が低い。

見直しのポイント

- **全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して書面検査を実施**
  （２年に１回程度、年間450法人程度を想定）。
- 書面検査を経た上で、**これまでの２倍相当（年間60法人程度）の国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実地検査を実施**。
  - ※ **大規模事業者**（100以上の事業所を運営する24法人（令和６年12月時点））は、**実地で２年に１回程度**を想定。
  - ※ 大規模事業者においては、法人本部のみならず事業所に対しても実地検査を実施する。
  - ※ 通報等があった場合は、優先的に実地検査を実施する。
  - ※ 新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修については、令和７年度以降、**研修内容に事業者からの実践報告を追加**し、**年度初期（５～６月）に実施**。

◆書面検査の件数 ※R7年度～実施

R5年度	R6年度	R7年度
—	—	**430件**

約920法人の46.7

◆実地検査の件数（うち大規模法人）

R5年度	R6年度	R7年度
25件（０件）	26件（１件）	**58件（12件）**

◆研修の参加率（R7年度）

R5年度	R6年度	R7年度
36.4%	31.4%	28.2%

※参加率が低調であった理由としては、郵送による開催案内や受講の督促が不十分であったことが考えられる。

（1）障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

（2）障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインについて

（3）共同生活援助の管理者の資格要件について

適正な事業所指定に向けた取組

社会保障審議会障害者部会	
第148回（R7. 7. 24）	資料１

リービスの質の確保・向上のため、事業所指定の適切な運用に向けた取組も進める必要がある。事業所指定に係るリービス横断的な取組のほか、個別のサービスについても指定の適切な運用に資するガイドラインの作成などの取組を進めている。

１　サービス横断的な取組

（１）指定事務に係る運用の実態把握と適正化

○　支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定や事業所指定に係る事務の運用状況を調査。

○　令和７年度は、当該調査結果を踏まえつつ、各自治体の指定事務の運用状況等について更なる調査を行った上で、事業所指定の在り方について検討し、自治体の指定事務に資するガイドライン案をまとめる調査研究を実施予定。

（２）意見申出制度の積極的な活用

○　令和７年３月の関係課長会議や事務連絡において、運用フロー例や活用事例、意見申出の際に用いる様式例を示して積極的な活用を促進。

２　個別サービスに係る取組

（１）共同生活援助における支援の質の確保

○　共同生活援助における支援の質の確保等のため、令和６年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成（今後、厚生労働省として正式に策定（令和７年度中）予定）。

○　令和７年度は、調査研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。

○　更に、収益目的による専門性の低い事業者や、遵守すべき法令等の内容を十分に把握していない事業者の参入によるサービスの質の低下が指摘されていることから、令和７年度調査研究において、運営法人における内部牽制の在り方等も併せて検討する予定。

（２）就労継続支援における支援の質の確保

○　令和６年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、自治体による指定事務の実態把握を実施。

○　本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

（３）障害児支援における支援の質の確保

○　支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインを改訂し、周知している（令和６年７月）。

○　令和６年度報酬改定において、児童発達支援・放課後等デイサービス等では総合的な支援の提供を基準で求めるとともに、事業所の提供する支援を可視化するため、支援プログラムの作成及び公表を求めている（令和７年４月から未公表減算あり）。

○　全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、令和６年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催し、令和９年度以降の実施を見据え、全国共通の枠組みでの研修体系の構築に向けて検討をすすめているところ。

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン（案）の概要
①指定事務の流れ

ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、**サービスの質の確保が極めて重要な課題**となっている。
- こうした状況下で、**事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割**を担っている。
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）

①事前相談・事前確認

指定希望者との面談・説明会等の機会を設け、制度概要や必要事項を①説明するとともに、事業内容・指定基準の理解・開設予定地域のニーズ等について、代理人ではなく直接事業者へ②確認することが望ましい。
①**説明事項の例**：法令・基準の遵守、違反時のペナルティ、総量規制・意見申出制度の実施有無、報酬の性質、その他留意事項、等
②**確認事項の例**：事業開始の理由、法人理念、人員・設備の状況、ニーズ調査の実施状況、別事業所の運営状況、主として想定している受け入れ対象者や支援内容　等

▼

②市町村との意見交換（意見申出制度の活用）

事前相談等の指定前のタイミングにおいて、あらかじめ指定希望者に対して、意見申出制度に基づき指定の際に条件を付与することがある旨を伝えておくことが望ましい。
○**都道府県**：管内市町村への意見照会の実施、市町村意見に対する条件付与の検討
○**指定都市／中核市**：障害福祉計画等との合致の確認、意見申出制度に基づく条件付与の検討

▼

③指定申請審査

指定申請内容や他法令への適合において問題がある場合は、指定日を延期することも考えられる。
指定申請書類（※）の中では、特に以下の不備が見られることが多いため、審査の際には留意が必要。
○**運営規程**：記載が必要な項目が抜けている等
○**従業者の勤務の体制・勤務形態**：基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算の誤り等
○**管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書**：必要な実務経験日数が足りていない等

※標準様式を使用すること（R8.4月～）

▼

④現地審査

指定予定日までに利用者を受け入れられる状態となっているか確認するため、以下の観点を踏まえて**現地審査**を実施することが望ましい。

○法令で定められた設備要件が守られているか　○消防署の指導による設備設置が完了しているか　○サービス提供記録の雛形や掲示物、職員の出退勤管理等運営基準の整備状況等
○物件の改修工事が完了しているか　○事業開始に必要な設備や備品が揃っているか

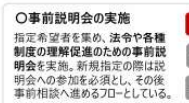
▼

⑤指定

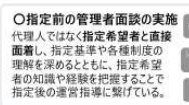
指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、**指定後の運営指導**を行うことが望ましい。
上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例

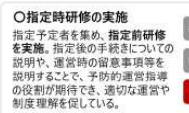
○事前説明会の実施
指定希望者を集め、**法令や各種制度の理解促進のための事前説明会**を実施。新規指定の際は説明会への参加を必須とし、その後事前相談へ進めるフローとしている。



○指定前の管理者面談の実施
代理人ではなく**指定希望者と直接面着**し、指定基準や各種制度の理解を深めるとともに、指定希望者の知識や経験を把握することで指定後の運営指導に繋げている。



○指定時研修の実施
指定予定者を集め、**指定前研修を実施**。指定後の手続きについての説明や、運営時の留意事項等を説明することで、予防的運営指導の役割が期待でき、適切な運営や制度理解を促している。



○その他の取り組み
・指定事務の一部委託（職員のリソースを質確保に割くため）
・公募の実施（次ページにて説明）　　等

②いわゆる総量規制

制度概要　障害者総合支援法第36条第５項及び第38条第２項、障害者総合支援法施行規則第34条の20、児童福祉法第21条の５の15第５項及び第24条の９第２項、児童福祉法施行規則第18条の30の２

事業所等から指定申請があった時に、
①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数（＝供給サービス量）」が「都道府県等の障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数（＝サービス見込量）」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合
② 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度（いわゆる総量規制。以下単に「総量規制」という。）

■ 総量規制の対象サービス（2026年3月時点）

○障害者総合支援法
生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

○児童福祉法
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和９年４月１日からは共同生活援助が新たに対象サービスとなる。

■ 総量規制のイメージ（上記概要①）

以下の場合には総量規制を検討し、指定しないことができる。

供給サービス量 ≧ サービス見込量

※1：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数
※2：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画等において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

■ 総量規制導入までの流れ（例）

①「供給サービス量」と「サービス見込量」の比較
▼
②関係者との調整（管内自治体・周辺自治体・関係団体等）
▼
③管内事業所への周知・HP等での公表
▼
④総量規制の実施

障害福祉計画等の策定時や各年度の決まったタイミングでサービス量を確認し、「供給サービス量」≧「サービス見込量」となっている場合には**総量規制の実施を検討**する。
強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等、地域で不足する個別ニーズについては、右記の**例外規定の運用も併せて検討**を行うことが望ましい。

圏域内の各自治体や、規制により影響があると考えられる周辺自治体と協議し、**規制の内容・実施時期・解除の方法等について調整**することが望ましい。
関係団体等との調整においては、例えば**自立支援協議会と事前に協議**し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

障害福祉サービス事業者等の新規開設を検討している事業者に対しては、自治体HP等での公表により周知を図る。
既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

例外規定の場合を除き、原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない。
実施後に総量規制を解除する際は、右記の**公募の実施による募集を行うこと**が望ましい。

■例外規定の運用

地域で不足している個別ニーズ等については、総量規制の対象外として例外規定を定め、供給サービス量の調整と地域ニーズの反映を図った運用をすることが望ましい。
＜**例外的な取り扱い（例）**＞
- 強度行動障害、重症心身障害者、医療的ケアを要する者等を対象とする場合
- 事業継承等で実質的に支援体制に変更が無い新規指定の場合
- その他自治体が必要と認められる場合

■公募の実施（総量規制の解除）

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時、等）に「サービス見込量」が「供給サービス量」を上回っている場合（供給サービス量が不足している場合）は、総量規制の解除を検討する。
解除の方法として、**サービスの質確保と地域ニーズを反映するために、公募の実施による募集を行うこと**が望ましい。

＜評価項目設定の観点（例）＞

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や地域内における事業所の充足状況を勘案する等
設備	訓練・作業室等必要な設備の設置状況が十分か等
人員配置	人員の充実度、従業者の経験年数等
事業継続性	運営実績があるか、収支見通しの根拠が明確か等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等

上記のほか、具体的な支援対象像を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援内容、個別支援計画等を作成・提出してもらい評価する方法も考えられる。

＜公募の流れ（例）＞

①公募要項の公表・募集：自治体HP等で公表
評価基準や配点を公表することも考えられる
▼
②選考の実施：有識者、事業代表者、自治体職員等からなる選定委員会の設置を要綱等で定めておくことが望ましい
▼
③結果通知・公表：自治体HP・メール等で通知・公表
▼
④従来の指定手続き：選定された事業者においては従来の指定手続きを経て指定を行う
▼
⑤指定

③意見申出制度

制度概要　障害者総合支援法第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第１項並びに第50条第１項第２号、児童福祉法第21条の５の15第６項から第８項まで及び第21条の５の23第１項並びに第21条の５の24第１項第２号

市町村が障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、**必要なサービスの提供体制の確保**を図れるよう、令和６年４月から、
- 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
- 政令市、中核市においても、市の障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことをできることとした制度。

■ 指定フローの例（都道府県）

⓪通知の求め
※市町村は都道府県に対し、予め通知の求めを行う
▼
①事前相談・事前確認
▼
②市町村との意見交換・条件付与の検討
▼
③指定申請審査
▼
④現地審査
▼
⑤条件を付して指定

■ 指定フローの例（指定都市・中核市）

①事前相談・事前確認
▼
②条件付与の検討
▼
③指定申請審査
▼
④現地審査
▼
⑤条件を付して指定

■ 意見申出制度活用時のポイント

- 事前相談段階で、意見申出制度により指定時に条件付与の可能性がある旨を指定希望者へ説明しておくことが望ましい。
- 都道府県においては、管内の市町村に対して、定期的（年1回、等）に通知を求めるサービスに変更がないか確認する等、**積極的に制度の活用を働き掛けること**が望ましい。
- 指定都市・中核市においては、自らが指定権者のため、通知の求めは不要であるが、例えば条件付与を行う可能性のあるサービスにおいては自治体HP等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用できると考えられる。
- 障害福祉計画等を踏まえた条件付与であることから、**市町村は本制度の積極的な活用を踏まえた障害福祉計画等の策定を行う**ことが望ましい。

■ 具体的に想定される条件の例

- ✓ 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者の**サービス提供地域や定員の変更（制限や追加）**を求めること
- ✓ 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、**事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備**を進めること
- ✓ **サービスが不足している近隣の市町村**の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ✓ 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加**すること

■ 総量規制と組み合わせた活用方法

総量規制を実施している場合は、意見申出制度を併せて活用することで、以下のような運用方法が考えられる。

○ 総量規制 × 例外規定　と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、**例外的な取り扱い**（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアが必要な児者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定を行う場合においては、障害福祉計画等のとの調整を図る見地から、指定の際に、**その旨（当該障害者の受け入れていること等）を条件として付すことで、例外的な取り扱いを担保**することが考えられる。

○総量規制 × 公募の実施　と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、公募の実施により事業者指定を行っている場合においては、**公募の際に要件としている内容**（例：開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、**その旨（公募の応募時に計画していた開設予定地域への開設を求めること、公募の応募時に計画していた支援が実施されるよう必要な人員・設備を揃えること等）を条件として付すことで、公募で付した条件を担保**することが考えられる。

（1）障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

（2）障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインについて

（3）共同生活援助の管理者の資格要件について

共同生活援助（グループホーム）の質の確保に向けた取組

社会保障審議会障害者部会	
第155回（R8.4.24）	資料４

◎障害者総合支援法改正法施行後３年の見直しについて（令和４年６月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

○　（略）グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

◎令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（令和５年12月６日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

③　共同生活援助における支援の質の確保

○　グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

<これまでの取組>

- 令和８年２月に、共同生活援助において守られるべき最低限の基準を示した**「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を策定**。
- **共同生活援助の新規事業所の指定や、既存事業所の運営状況の把握や指導等を行う際に活用いただくための留意点**を整理し、ガイドラインと併せて自治体あて通知。

<今後の取組（予定）>

- ガイドラインに基づいた自己評価等を行うことを**基準省令の解釈通知に位置付ける**。
- **令和９年度から管理者の資格要件（実務経験要件、研修要件）を導入**。全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和８年度前期に、都道府県等向けの説明会等を実施する予定。
- 共同生活援助の生活支援員・世話人（直接処遇職員）が障害者支援に関する基礎的な知識を習得することができるよう、令和８年度に**直接処遇職員を対象とした研修用教材及びカリキュラムを開発**する予定。また、直接処遇職員が当該研修を受講できるよう、今後、都道府県等による研修実施についても検討を進める。

（参考）現行の管理者の資格要件について（障害福祉・介護）

障害福祉サービス	介護サービス

指定基準（指定を受ける上で満たす必要がある基準）

障害福祉サービス

全サービス
管理者の資格要件なし
➔ 共同生活援助（グループホーム）について、新たに管理者の資格要件を設け、**指定基準に位置付ける**こととしてはどうか

介護サービス

【認知症GHの管理者の資格要件】

（実務要件）
- 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、**3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者**

（研修要件）
- **認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者**
  - ➢ 認知症対応型サービス事業管理者研修の対象者は、「認知症介護実践者研修を修了している者」
    - ➢ 認知症介護実践者研修の対象者は、「認知症介護基礎研修を修了した者等であり、概ね実務経験２年程度の者」

※ その他の指定地域密着型サービスも同様
※ 指定居宅サービスには原則、管理者の資格要件は存在しない

最低基準（報酬に関係なく、事業を行う上で満たす必要がある基準）

【管理者の資格要件（例）】以下のいずれかを満たす者
- 社会福祉主事任用資格を有する者
- 社会福祉事業に２年以上従事した者
- 企業を経営した経験を有する者（就労A・就労Bのみ）
- これらと同等以上の能力を有すると認められる者

※ 障害者総合支援法第80条第2項に基づく「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、同法第84条第2項に基づく「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定
※ 法第80条第2項では「施設を必要とするものに限る。」とされ、生活介護や就労系サービス等が対象。**共同生活援助は対象外。**

【特別養護老人ホームの長（施設長）の資格要件】
以下のいずれかを満たす者
- 社会福祉主事任用資格を有する者
- 社会福祉事業に２年以上従事した者
- これらと同等以上の能力を有すると認められる者

※ 老人福祉法第17条第2項に基づく「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」に規定
※ **認知症GHについては最低基準は定められていない。**

共同生活援助（グループホーム）の管理者の資格要件について（案）

○ 共同生活援助の管理者に係る資格要件を新たに設け、**令和９年４月から適用**することとしてはどうか。

共同生活援助の管理者の資格要件（案）

- 指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設等の従業者※1として、**３年以上障害者の支援等に従事した経験を有する者**であって、**共同生活援助管理者研修（仮称）を修了している者**※2

※1 管理者等のうち、実際に障害者に対する支援業務に従事していない者は含まないものとする。
※2 共同生活援助管理者研修（仮称）は「３年以上の障害者の支援等に従事した経験を有する者」が受講可能



（参考）管理者の資格要件の例（認知症対応型共同生活介護）
特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、**３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者**であって、**認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している**者

◎共同生活援助管理者研修（仮称）について

- 実施主体：都道府県等
- 研修の具体的な内容については、令和７年度障害者総合福祉推進事業で開発したカリキュラムや教材等をもとに検討を加える。
- 全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和８年度前期に都道府県等の職員を対象とした説明会等を開催予定。
- 令和８年度に先行して管理者研修を試行的に実施※する自治体に対しては、令和８年度において補助金（補助率10/10）を交付

※ 当該研修の受講者は、令和９年度以降、共同生活援助管理者研修（仮称）を修了した者とみなすものとする予定

◎経過措置について※

令和９年度（施行年度）	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【経過措置】令和９年度～11年度中に共同生活援助管理者研修（仮称）を修了すること			本格施行

※ 令和９年度前に開設した共同生活援助の管理者（施行時点において現に勤務している者に限る。）については、3年以上の実務経験を要しない。
一方、令和９年度以降の新規開設共同生活援助の管理者については、実務経験の経過措置なし（開設時に３年以上の実務経験が必要）。

共同生活援助（グループホーム）の直接処遇職員向けの研修について（案）

概要

- 共同生活援助の支援の質を確保する観点から、共同生活援助事業者に、**世話人・生活支援員、夜間支援従事者など障害者の支援に直接携わる職員（直接処遇職員）に対し、障害福祉に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる**ことを運営基準により義務づけることとしてはどうか。
- この研修については、受講対象となる人数が多いことを勘案し、今後、ｅラーニング方式での実施など、なるべく自治体・受講者の負担にならない方法を検討してはどうか。

【参考】認知症対応型共同生活介護の例

基準省令（運営基準）	解釈通知
（勤務体制の確保等） 第百三条 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、**全ての介護従業者**（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）**に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。**	4　運営に関する基準 ⑼　勤務体制の確保等 ⑤　同条第３項後段の規定は、地域密着型通所介護に係る基準第30条第３項と基本的に同趣旨であるため、第３の二の二の３の⑹③を参照されたいこと。 第３の二の二の３の⑹③（抜粋） ③　また、同項後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 指定地域密着型通所介護事業者は、令和６年３月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

◎今後のスケジュール（予定）

- 令和８年度　研修教材、カリキュラムの開発
- 令和９年度　運営基準の改正
- 令和10年度　施行、研修開始（一定の経過措置期間を設ける）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
ひと、くらし、みらいのために
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会	
第156回（R8. 6. 5）	資料１

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定について（報告）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

主査　厚生労働大臣政務官
副主査　厚生労働省障害保健福祉部長
副主査補　こども家庭庁長官官[illegible]
構成員　厚生労働省
　障害福祉保健部
　企画課長
　障害福祉課長
　精神・障害保健課長
　地域生活・発達障害者支援室長
　職業安定局　障害者雇用対策課長　（オブザーバー）
　こども家庭庁支援局　障害児支援課長

この議義については、以下資料をベースに…

アドバイザー（11名）　※検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

- 有村　大士　日本社会事業大学社会福祉学部教授
- 井出　健二郎　兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- 岩崎　香　早稲田大学人間科学学術院教授
- 薄田　寛　千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長
- 小澤　温　筑波大学名誉教授
- 佐藤　香　東京大学名誉教授
- 田村　和宏　立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
- 野澤　和弘　一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長（教授）、毎日新聞客員編集委員
- 橋本　美枝　医療法人社団聖母会成田地域生活支援センター統括施設長
- 松原　由美　早稲田大学人間科学学術院教授
- 渡邉　隼　京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】

（１）障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査

（２）令和９年度障害福祉サービス等報酬改定等

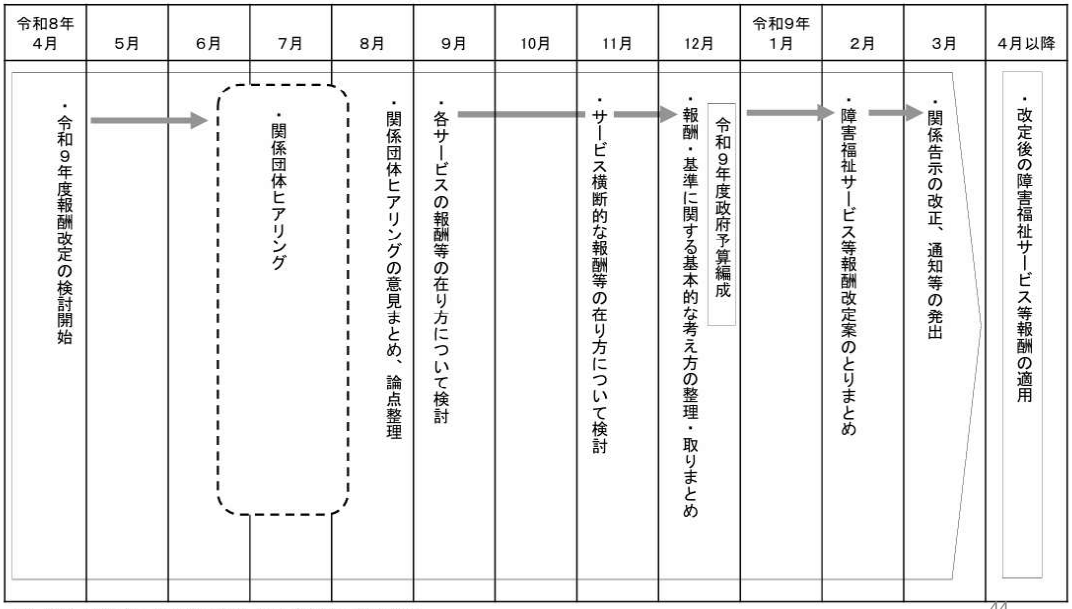
【令和９年度報酬改定チーム検討スケジュール（イメージ）】

令和８年４月28日（火）	今後の検討の進め方について
６月～８月	関係団体ヒアリング（計６回程度開催）
８月末頃	関係団体ヒアリングの意見まとめ、主な論点案
９月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和９年２月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方（案）

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第55回（R8.4.28）　資料５

○ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。



※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会障害者部会	
第157回（R8. 7. 10）	資料３

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第２版）案について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課　地域生活・発達障害者支援室

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第２版）案 改訂の背景とポイント

背景と経緯

- 平成29年３月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成し周知してきたが、それから９年以上が経過。令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においても意思決定支援の推進を指定基準に規定するなど、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援を推進してきた。
- 今般、以下の経緯を踏まえ、意思決定支援の構造を再整理する必要が生じた。
  - 他分野（認知症、身寄りがない人の入院及び医療、後見事務等）の意思決定支援ガイドラインが発出された。
  - 国連障害者権利委員会による総括所見（令和４年10月）において、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念が示された。
  - 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和７年３月）において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和４年10月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある」とされた。
- このため、昨年度「障害者の意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」においてガイドラインを改訂するための検討を行った。

第２版（案）のポイント

- 「意思決定支援の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示
- **「本人の最善の利益」に関する記載を削除**し、国連障害者権利委員会が提案する「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義
- 支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理
- **意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表明支援／意思実現支援）**を明確化
- ICTツール（クラウド等の情報共有ツールなど）の活用による記録・情報共有の効率化を追記
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた**合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載**を追加
- 意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理

こどもをまもろう みんなでまもろう





こども性暴力防止法の施行について

こどもまんなか
こども家庭庁
支援局　総務課
こども性暴力防止法施行準備室

【参考】こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等（第2条第3項） 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者 **民間教育保育等事業者**（第2条第5項） 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	**学校設置者等における教員等**（第2条第4項） 教諭、保育士等 **民間教育保育等事業者における教育保育等従事者**（第2条第6項） 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

❶日頃から講ずべき措置（初犯防止対策）
- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
- 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）
- 研修（第8条等）

❷被害が疑われる場合の対応
- 調査（第7条第1項等）
- 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等）

❸特定性犯罪前科の有無の確認（再犯防止対策）
- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

❹児童対象性暴力等の防止のための措置（防止措置）
- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置
- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

こども家庭庁

制度の対象についてもう少し詳しく（１）

全ての事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組の
義務がある

- ○ 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- ○ 専修学校（高等課程）
- ○ 認定こども園
- ○ 児童相談所
- ○ 児童福祉施設
  （認可保育所、児童養護施設、
  障害児入所施設　等）
- ○ 指定障害児通所支援事業
- ○ 乳児等通園支援事業　など

国の**「認定」を受けた事業者が**
法律で定める
性暴力防止の取組を行う
（認定は任意）

- ○ 専修学校（一般課程）・各種学校
- ○ 民間教育事業
  （学習塾、スポーツクラブ等）
- ○ 放課後児童クラブ
- ○ 一時預かり事業
- ○ 病児保育事業
- ○ 認可外保育事業
- ○ 指定障害福祉サービス事業　など

※対象となるには要件を満たす必要があります

対象「事業」の範囲

学校設置者等
【義務】

対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業

○ 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
- 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

○ 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
- 認定こども園
- 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 児童相談所（一時保護施設を含む）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

民間教育保育等事業者
【認定】

各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等については、認定制度（義務の対象となる事業者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして認定）を設けてその対象とする

○ 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）

○ 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）

○ 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
- 放課後児童クラブ等
- 一時預かり事業　・病児保育事業　・子育て短期支援事業
- 認可外保育施設
- 児童自立生活援助事業　・小規模住居型児童養育事業
- 妊産婦等生活援助事業　・児童育成支援拠点事業　・意見表明等支援事業

○ 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
- 居宅介護事業　・同行援護事業　・行動援護事業
- 短期入所事業　・重度障害者等包括支援事業

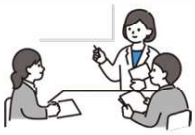
○ 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
- 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール　等

※　「対面指導」「習得するための標準期間が６か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

こども家庭庁

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

こども家庭庁

「性暴力」とは？

性暴力とは

- こども性暴力防止法では、従事者によるこどもへの**「性暴力」**の防止に努め、仮に**「性暴力」**が行われた場合にはこどもを適切に保護することが、すべての教育・保育等の提供事業者（認定を受けていない事業者を含む。）の責務とされています。

- 義務対象の事業者と認定を受けた事業者においては、従事者による**「性暴力」**を未然に防止すること、**「性暴力」**が行われた場合に早期に発見すること、**「性暴力」**が疑われる場合にはその事実を確認し、こどもの保護・支援や再発防止を行うなどの取組が求められます。

- **「性暴力」**には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

- **「性暴力」の例**　※ 性暴力に当たる行為の内容は、教員性暴力等防止法の対象となる性暴力と同様です。

  ○ 不同意性交　○ 性的部位への接触　○ わいせつな言動
  ○ 児童買春　○ 児童ポルノ撮影・所持　○ のぞき、盗撮
  など



- **「性暴力」**の範囲については、服務規律等に定め、従事者やこども、保護者に周知しましょう。

こども家庭庁

「不適切な行為」とは？

不適切な行為とは

- **「不適切な行為」**とは、性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。
- 意図や目的によってはリスクのある行為ですので、教育・保育などの場において性暴力を防止していくためには、**「不適切な行為」**の段階で、皆で注意し、防止していくことが必要です。
- **「不適切な行為」の例**
  - ○ こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
  - ○ 私的な端末で、こどもの写真を業務外の目的で撮影する
  - ○ こどもと二人きりで私的に会う
  - ○ 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う
  - ○ 特定のこどもばかり理由なく担当しようとする　など

✓ 不適切か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものであり、これらの行為が、全ての事業者で一律に不適切であると判断されるものではありません。

✓ 外形的にこれらに当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定めて対応しましょう。

- **「不適切な行為」に関する留意点**
  - ○ 現場の従事者とコミュニケーションを図り、過度な委縮につながらないよう、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めましょう。
  - ○ 服務規律等に定め、従事者に周知徹底しましょう。日々の振り返りなどを通じて、「不適切な行為」の共通認識を形成することも重要です。
  - ○ こどもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行いましょう。



こども家庭庁

犯罪事実確認について

犯罪事実確認とは

- **事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要**となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、**「特定性犯罪」**と呼ばれる罪を犯し、
  1）拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
  2）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
  3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの
  が確認の対象となります。



- **「特定性犯罪」の例**　※ 成人に対する性犯罪を含む。

不同意性交 / 不同意わいせつ / 盗撮 / 未成年淫行 / 児童買春 / 児童ポルノ所持 / 痴漢　など

こども家庭庁

犯罪事実確認の手続について

犯歴「なし」の場合

① **事業者からこども家庭庁に申請**

② **戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出**

③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会

④ 法務省からこども家庭庁に回答

⑤ **こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付**

犯歴「あり」の場合

① 事業者からこども家庭庁に申請
② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
❹ 法務省からこども家庭庁に回答
❺ こども家庭庁から**従事者本人に回答内容を事前に通知。**従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
❻－1 訂正請求期間中に従事者本人が**内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない**
－2 訂正請求せず２週間が経過すれば、こども家庭庁から**事業者に犯罪事実確認書を交付**



犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

こども家庭庁

犯罪事実確認の対象従事者について

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる

- 学校の先生
- 保育士

など

実態に応じて**対象を現場で判断**する

- 事務職員
- 送迎バスの運転手

など

こども家庭庁

犯罪事実確認の期限について

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞
- 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者 ：**法施行から3年以内**

③ 認定事業の現職者 ：**認定から1年以内**

④ 一度確認を受けた者：**5年ごとに再確認**が必要

犯罪事実確認にかかる時間

○ 日本国籍の場合：**2週間～1か月程度**

○ 外国籍の場合 ：**1か月～2か月程度**



義務対象事業者 こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こども家庭庁

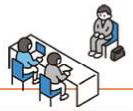
令和8（2026）

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国からの周知資料等	▲ガイドライン（1月9日）			△まとめ登録マニュアル	○研修教材、解説動画・資料 ○周知啓発資料 ○報告・対応ルールひな型			△事務手続マニュアル（予定）				△法施行（12月25日）
システム登録	□ GビズID取得【4月末まで】（法人・運営者等で取得）							□ 国からの確認に対応【必要に応じて随時】			□ 権限設定準備【12月上旬まで】	
			□ 事業者情報登録【指定の期限まで】（施設・事業所から所轄庁に登録）									□ 権限設定
犯罪事実確認・防止措置	□ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など） □ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 □ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し ※2 詳細は別紙2参照											
	□ 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※2 詳細は別紙2参照											
					□ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※3 教育委員会のみ							
安全確保措置	□ 体制整備（相談窓口設置・周知等）											
					□ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知							
					□ 従事者向け研修の計画策定・実施							
					□ 児童等・保護者向け周知・啓発							
情報管理措置	□ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備											
					□ 情報管理担当者向け研修の実施							
その他	□ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討											
					□ 事業者向け研修の受講							

こども家庭庁

採用に当たっての留意点について



事業者が採用に当たって行うべきこと

- **内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合**、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**内定取消しなどの対応（防止措置）**をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、**採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等**の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
（事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。）

採用段階ごとに必要な作業のイメージ

募集	選考	内定	犯罪事実確認・防止措置
募集要項の採用条件に性犯罪歴がないこと等を明記しておく	誓約書・履歴書等で性犯罪歴が無いことを明示的に確認する	内定通知書等に「重要な経歴の詐称」を内定取消事由として明記しておく	犯罪事実確認を実施 → 性犯罪歴がある場合おそれがあるとの判断の下、防止措置（内定取消し等）

※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

こども家庭庁

性犯罪歴に関する情報の適正な管理について

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。



日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**
  （別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。
  （場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ **犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。**

Q バスの運転手など「職種の一部が対象になり得るもの」については、犯罪事実確認などの対象になるか否かを事業者が判断するとのことですが、その判断の基準は、どのように考えればよいでしょうか。



A その従事者の業務が、支配性・継続性・閉鎖性の３要件すべてを満たす場合は、対象となります。各事業者の業務の実態に応じて判断してください。

参考資料（p.40～42）では、ガイドラインで示している３要件の考え方や、対象となる場合／ならない場合の具体例を掲載していますので、参考にしてください。

Q ボランティアやスポットワークなど、従事期間が短い従事者については、犯罪事実確認をする必要がありますか。また、何度か働くことが想定される従事者に対して、毎回犯罪事実確認をする必要がありますか。



A 対象となる業務に従事する場合には、契約の形態や従事期間にかかわらず、犯罪事実確認が必要になります（ボランティア、スポットワークなども対象）。一定の期間内（最長６か月）に再度対象業務に従事する可能性がある旨の書面を取り交わしている場合は、毎回の犯罪事実確認をする必要はありません。（書面様式は、ガイドラインをご参照ください。）

Q 「不適切な行為」について、具体例にある行為は、全ての事業・施設で、不適切とみなされるのですか。



A ガイドラインに記載がある「不適切な行為」の具体例は、全ての事業者で、一律に不適切であると判断されるものではありません。

「不適切な行為」か否かは、事業者の事業内容、こどもの発達段階や特性、現場の状況等によって変わり得るものです。

このため、事業者は、従事者としっかりコミュニケーションを図り、現場が過度に萎縮することがないよう留意して、事業者ごとに「不適切な行為」の範囲を決定することが必要です。

Q 手数料は3万円とのことですが、更新はありますか。また、犯罪事実確認のたびに費用は発生しますか。



A 認定は更新制ではありませんので、一度認定を取得すれば、それ以降は手数料はかかりません。

ただし、手数料は、1事業の認定申請ごと（例えば、放課後児童クラブとスポーツクラブを別事業として運営している場合には、それぞれ）に、支払いが必要です。

1事業者単位、1事業所単位での手数料ではありませんのでご注意ください。

また、犯罪事実確認には、手数料は不要です。

Q 犯罪事実確認は内定前でもできますか。



A できません。

犯罪歴に関する情報は、極めて機微性の高い個人情報であり、真に確認が必要な従事者についてのみ、犯罪事実確認を行うことができます。

そのため、本人の承諾があったとしても、対象業務に従事することが決定していなければ、犯罪事実確認を行うことはできません。

Q 犯罪事実確認を行うには、日本国籍の場合２～４週間、外国籍の場合１～２か月程度の期間がかかるとのことですが、どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればいいですか。



A こどもの安全を守るため、こどもと接する業務に従事する前に、犯罪事実確認を行うことが必要です。

このため、法律の施行日以降は、この期限を十分に踏まえた採用活動をお願いします。

ただし、急な欠員など、ガイドラインに記載のやむを得ない事情がある場合に限り、例外的に、従事してから３か月（一部の場合は６か月）以内に確認を行うことができる「いとま特例」が適用されます。

いとま特例が適用される場合は、犯罪事実確認が終わるまで、その従事者をこどもと一対一にさせないなどの対応が必要です。

Q 施行日が今年の12月25日ということですが、義務対象事業者が12月25日以降に採用する人は、すぐに犯罪事実確認が必要になるという理解でよいですか。



A 義務対象事業者では、12月25日以降に内定、内示などが出された従事者は、従事開始までに犯罪事実確認を行うことが必要になります。

一方、12月24日以前に内定、内示などが出された従事者は、現職者扱いとなり、施行から３年以内に犯罪事実確認を行うことが必要になります。

現職者については、令和９年４月以降、義務対象事業者ごとに、確認手続を行う期間が伝達されますので、その期間に行ってください。

Q 施行に向けて、今から着手するべきことを教えてください。



A
- ○ 犯罪事実確認の対象となる従事者を決めてください。
- ○ 対象従事者には、次の内容を伝えてください。
  - ・ 法律の施行後、犯罪事実確認の対象となること
  - ・ 性犯罪前科が確認された場合や犯罪事実確認ができない場合には、こどもと接する業務に就くことができなくなること
- ○ 従事者が、こどもに性暴力や不適切行為を行った場合に執る対応を、就業規則等に盛り込んでください。
- ○ トラブル防止のため、今後の採用選考では、求職者に性犯罪前科がないか、書面で確認しておいてください。
- ○ （義務対象事業者のみ）法に基づく手続を行う専用システムのアカウント作成に必要な「GビズID」を取得してください。